

令和4年第8回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和4年8月5日（金）午後1時55分から午後3時00分
開催場所	庁舎4階第3会議室
農業委員	菱川 幸夫、 大澤 正幸、 中村 茂、 小林 司朗、 奥村 久光、 若尾 英夫、 可児 博恭、 玉木 武義、 奥村 武司、 伊藤 卓、 奥村 富雄、 樋口 孝男、 中根 章子
農地利用最適化推進委員	熊澤 政行、 奥村 廣二、 鈴木 好則、 三宅 静喜
欠席を要請した農地利用最適化推進委員	勝野 仁司、 飯田 繁好、 奥村 松市、 奥村 榮造
欠席委員	栗本 京治、 佐橋 和弘
事務局	事務局長 高井美樹、 課長 後藤道広、 係長 山口嘉之、 再任用職員 前田 晃
議案	第42号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第43号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第44号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和4年第8回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、12番、栗本京治委員から欠席届が提出されておりますので、13名で、定足数に達しております。 また、推進委員については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため人数を制限していることと、2番、佐橋和弘委員から欠席届が提出されておりますので、出席委員は4名です。 これより令和4年第8回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、2番大澤正幸委員、14番中根章子委員の両名を指名します。

議長 続きまして、日程第2、議案42号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第2、議案第42号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転1件です。

受付番号1番は、塩河の方と川合の方との間における売買による所有権移転です。

塩河地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことでした。詳細については、資料のとおりです。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

可児委員 受付番号1番、塩河をお願いします。

可児委員 農業委員7番の可児が受付番号1番について報告します。

受付番号1番は、塩河の農地を、隣接農地所有者が取得して耕作される申請です。

譲渡人は、相続により申請地を所得しましたが、農業に携わったことがなく、利用権設定で貸していました。申請地は、水はけが悪く、借受人も耕作に苦慮されていたため、利用権が解除され、売買により譲受人が取得し、今後も耕作されますので、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

大澤委員 譲受人は従事日数が180日、農機具等はリースとなっておりますが、本人が耕作をされるか。事業をされており、本人が耕作されるのは難しいのではないのでしょうか。

事務局 申請書に記載されている内容では、従事日数が180日、農機具等はリースとなっておりますので、耕作されると思います。

可児委員 耕作放棄地にならないよう、管理、耕作状況について見届けていきます。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 【質疑なしの声あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

委員 議案第42号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第42号は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして、日程第3、議案第43号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3、議案第43号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。

今月の申請は、2件です。

受付番号1番は、坂戸の方が農地転用の許可を求めるもので、坂戸地内で、隣接地を一体利用して自宅への進入路、庭の敷地にするとのこと。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのこと。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのこと。

平成2年頃から、敷地の一部として利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号2番は、室原の方が農地転用の許可を求めるもので、室原地内で車庫の敷地にするとのこと。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのこと。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、既設のコンクリートブロックにより防ぐとのこと。

平成22年頃から、自己用車庫敷地として利用しているため、始末書が提出されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払うとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、坂戸お願いします。

若尾委員 農業委員6番の若尾から受付番号1番について、現地確認の報告をします。

申請地は、自宅敷地の隣接農地を進入路、庭として利用する申請です。住宅を増築してきたため進入路が変更となり一部を自宅進入路として利用しているため始末書が提出されています。造成等を行わず、現状と変更しないため、問題ないと思います。

議長 受付番号2番、室原お願いします。

奥村(廣)委員 推進委員4番の奥村から現地確認の報告をします。

室原地内の農地を自己所有する車の保管車庫敷地とする転用申請です。

平成22年頃から車庫を建築して利用しているため始末書が提出されています。

保有する車の台数が増えたため、車庫の増築をされるとのこと。敷地はすでに造成されており既設のコンクリートブロックがあり、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【質疑なしの声多数】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第43号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第43号は原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第4、議案第44号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第4、議案第44号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

内訳は、売買による所有権移転9件、使用貸借権の設定1件の合計10件です。

受付番号1番は、今渡の方と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、3区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

受付番号2番は、今渡の方と今渡の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、美容室を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック擁壁を設置するとのことです。

受付番号3番は、美濃加茂市の方と広見の法人が、売買による所有権移転で農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、警備業事務所を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、RC擁壁及びコンクリートブロック擁壁により防ぐとのことです。

受付番号4番は、土田の方外2名と御嵩町の法人が、売買による所有権移転で農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、精肉店を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

開発協議が必要な案件で、都市計画法の協議申請済みです。

令和4年2月25日付けで農振除外されています。

受付番号5番は、土田の方と揖斐川町の方が、売買による所有権移転で農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

5条受付番号6番と同時申請となります。

受付番号6番は、土田の方と揖斐川町の方が、使用貸借権の設定で農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して自宅への進入路を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号7番は、土田の方と土田の方が、売買による所有権移転で農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

受付番号8番は、塩の方と塩河の方が、売買による所有権移転で農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩河地内で、隣接地を一体利用して庭敷地及び養蜂場敷地を整備するとのことです。

立地基準判定は、第1種農地及び第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

隣接する住宅の購入時に、農地の購入費を含めて売買しているため、申請書上の土地購入費は無償となっています。

受付番号9番は、羽崎の方と柿下の法人が、売買による所有権移転で農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、羽崎地内で、隣接地を一体利用して建築工事の店舗及び事務所を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、コンクリートブロック及びフェンスを設置するとのことです。

受付番号10番は、石井の方と美濃加茂市の法人が、売買による所有権移転で農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、石井地内で、12棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

開発協議が必要な案件で、都市計画法の協議申請済みです。

令和4年2月25日付けで農振除外されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、2番、今渡をお願いします。

熊澤委員 推進委員1番の熊澤が受付番号1番、2番の案件について報告します。

受付番号1番は、今渡台に隣接する農地を3区画に宅地分譲する申請です。

既設の道路を利用し、雨水排水は水路管理者の排水同意が得られております。上下水道共に整備されており、土地改良区の同意もあり、問題ないと思います。

受付番号2番は、今渡大清水区画整理地内の農地を転用して美容室を建築する申請です。

区画整地地内で道路側溝、上下水道共に整備されており、問題ないと思います。

議長 受付番号3番、川合をお願いします。

熊澤委員 推進委員1番の熊澤が受付番号3番の案件について報告します。

川合地内の耕作管理されていない農地の一部を警備事業の事務所にされる転用申請です。残地については、近くに居住する母親が畑として耕作されると聞いています。

雨水排水は、市が管理する側溝へ排水、上下水道共に整備されており、土地改良区の同意もあり、問題ないと思います。

議長 受付番号4番から7番、土田をお願いします。

小林委員 農業委員4番の小林が受付番号4番から7番の案件について報告します。

受付番号4番は、土田地内で精肉店を建築する申請です。

西側に一部農地が残るため、農業用水の確保と雨水は土地改良水路に排水しないと協議されており、開発協議、転用申請の図面でも確認できましたので、問題ないと思います。

受付番号5番と受付番号6番は、関連がありますので同時に説明します。

市道から入り込んだ土地に住宅を建築されるため、既設の進入路では建築出来ないため、拡幅部分の転用と住宅敷地の転用申請です。

周囲の農地所有者への説明、農地への影響も無いので、問題ないと思います。

受付番号7番は、譲渡人が順次転用申請により売買している農地です。

周囲はコンクリートブロック壁を設置し、雨水は道路側溝、上下水道共に整備されており、問題ないと思います。

議長 受付番号8番、塩河をお願いします。

可児委員 農業委員7番の可児が受付番号8番について報告します。

塩河地内の古い家屋に隣接する農地を庭と養蜂箱を置く敷地に整備する申請です。

古い農家住宅を購入したが、養蜂箱を設置する敷地が不足していることや庭が狭いため

整備、拡張して利用するとのこと。雨水は自然浸透、隣地者の同意もあり、問題ないと思います。

議長 受付番号9番、羽崎お願いします。
鈴木委員 推進委員6番の鈴木が受付番号9番について報告します。
受付番号9番は、羽崎地内の県道交差点に隣接する農地です。
申請地は、譲渡人が相続により取得しましたが、不耕作地で草刈り等の管理はされている農地です。
今回、隣接地と一体で建設工事請負店及び事務所を建築したと話があり、承諾され売買されるため申請されました。県道の交差点で周囲はコンビニやアパート、喫茶店があり農地以外に利用されています。土地改良区の同意もあり、上下水道共に整備されており、問題ないと思います。

議長 受付番号10番、石井お願いします。
三宅委員 推進委員9番の三宅が受付番号10番について報告します。
石井地内の農地、3,000㎡ほどに分譲住宅12棟を建築する転用申請です。
開発協議が必要な案件で、土地改良区の同意、水路管理者の同意、隣接者への説明、同意も得ており、農地転用に関しては、問題ないと思います。
開発地の周囲の防草対策について要望として意見を述べます。
南側の河川敷地について、埋立て、防草シートの敷設としてありますが、恒久的に張りコンクリートにして欲しいです。北側市道の法面についても、防草対策をお願いしたいです。

議長 只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長 受付番号10番の案件について、要望として意見が出ましたが、事務局から報告等がありますか。

事務局 南側の河川敷地の防草対策は、開発協議の中で県が協議結果として、防草シートが良いとしていると思いますので、このまま防草シートを敷設されると思います。

議長 三宅委員どうでしょうか。
三宅委員 防草シートですと恒久ではないため、恒久的な張りコンクリートが良いと思いますが、県で管理していただければいいと思います。

議長 他に、ご意見等ございませんか。
中村委員 受付番号1番について、転用地周囲の排水路等は、水がたまり機能していない状況でしたが、転用により東側農地の排水が十分できない場合の対応は大丈夫ですか。

事務局 排水路の管理者が可児市ですから担当課へ状況を連絡しました。現在は、自治会等からの改修要望も出ていないので改修等の予定はないとのこと。
また、転用事業者へは、今回の状況を説明して、改修等を実施する場合は、担当課と協議をするよう指導しました。

中村委員 東側農地の所有者から転用後に耕作について苦情が出た場合の対応はどうなりますか。
事務局 現況を市の担当課に報告しているので、改修等を実施せず転用後に排水等で問題が発生すれば、管理者である市で対応することになると思います。

大澤委員 今回の件については、対応方法等について、議事録にも残りますので、農業委員会としては問題ないと思います。

議長 他に、ご意見等はございませんか。

大澤委員 受付番号9番について、雨水排水が浸透枿となっていますが、計画図面に図示されていますか。

事務局 計画図面に図示されていて、問題ないと思います。

議長 他に、ご意見等はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】
ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議長 議案第44号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第44号は原案のとおり、許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第5、議案第45号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。

今月の案件は1件です。この案件については、農業委員4番の小林司朗委員が関係者であり、農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限により審議に加わることができないため、退席を求めます。

(小林司朗委員退席)

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第45号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。

今月の申請は、1件です。

受付番号1番は、久々利の方と土田の法人との間での再設定の解除条件付使用貸借権の設定です。

久々利地内の該当農地について、令和7年8月までの3年間、利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】
ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議長 議案第45号について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第45号は、原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

それでは、小林司朗委員の議事参加を認めます。

(小林司朗委員の着席を確認)

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

はじめに、農地の適正管理の7月指導分について報告します。

別添資料1をご覧ください。(件数8件)

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

次に農業用施設の届出の7月届出分についてです。

今月の届出はありませんでした。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

今月の届出はありませんでした。

それでは、今後の日程について説明します。

次回の現地確認は8月29日の月曜日を予定しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。

また、令和4年第9回農業委員会総会は、令和4年9月1日木曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

農地パトロールについて、配付資料により、パトロール方法、報告書作成方法等を説明。

報告書提出最終期限は、10月総会開催日の10月4日火曜日とします。

これもちまして、令和4年第8回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。